



2022年5月12日

各位

会社名 東京特殊電線株式会社
 代表者名 取締役社長 川口 寛
 (コード番号 5807 東証スタンダード市場)
 問合せ先 常務執行役員 北澤 登与吉
 TEL (0268) 34-5211

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第104期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 第14条～第15条(条文省略)	第3章 株主総会 第14条～第15条(現行どおり)
第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)
(新設)	第16条(電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>附則 第1条（監査役の責任軽減等に関する経過措置） （条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>附則 第1条（監査役の責任軽減等に関する経過措置） （現行どおり）</p> <p><u>第2条（電子提供措置に関する経過措置）</u> <u>現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日（予定）
定款変更の効力発生日 2022年6月28日（予定）

以上